

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程

制定 平成17年4月1日 17規程第44号
最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）に設置されるコンソーシアムについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンソーシアム」とは、研究所の業務に係る产学官連携の支援、研究成果の利用促進、情報収集及び提供等の事業を行うために、理事長が承認した個人及び法人により構成される会議体をいう。

(設置)

第3条 職員は、コンソーシアムを設置しようとするときは、その者の属する部門等（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号）第3章に定める組織並びに組織規則（26規則第6号）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。）の長（以下「部門等の長」という。）の承認を得て、企画本部企画部長が別に定めるコンソーシアム設置申請書に運営会則を添付し、理事長にコンソーシアムの設置の承認を申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請があった場合は、次に掲げる要件に適合するかどうかの判断を行い、企画本部企画部長が別に定めるコンソーシアム設置申請に係る通知書により、承認又は不承認を前項の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

- 一 設置目的が前条の規定に合致し、その確実な遂行のための体制が確立されていること。
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に規定する研究所の業務の範囲内であること。
- 三 研究所が運営するものであること。

3 理事長は、コンソーシアムが前項の要件に適合しなくなったと認める場合は、承認を取り消すことができる。

4 第2項の規定により申請の承認を受けた申請者（以下「設置責任者」という。）は、当該コンソーシアムに係る事務を行うものとする。

(運営会則)

第4条 前条第1項に規定する運営会則には、当該コンソーシアムに係る次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 名称
- 二 設置部門等
- 三 設置目的及び事業内容
- 四 構成員に関すること。
- 五 役員に関すること。

- 六 運営に関すること。
 - 七 会計（次条に掲げる参加者の負担金がある場合には、当該負担金に係るものを含む。）に関すること。
 - 八 秘密情報及び知的財産権に関すること。
 - 九 その他必要と認められること。
- 2 設置責任者は、運営会則を変更したときは、速やかに変更後の運営会則を理事長に提出しなければならない。
(経費の負担等)

第5条 コンソーシアムの活動に要する経費（事務局経費を含む。）は、構成員にその一部の負担を求めることができる。

- 2 前項の規定により負担を求めるとした場合の当該負担金の徴収は、寄附金又は会費によることとし、運営会則に規定する。
- 3 前項の場合において、負担金の徴収を寄附金によるとした場合にあっては、運営会則に、負担金を法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第4項に規定する寄附金として取扱う旨を併せて規定するものとする。

(事業報告)

第6条 設置責任者は、毎事業年度の終了後速やかに、当該コンソーシアムに係る事業報告書並びに翌事業年度の事業計画書及び構成員名簿を理事長に提出しなければならない。

(廃止)

第7条 設置責任者は、自らコンソーシアムを廃止する場合又は第3条第3項の規定により承認を取り消された場合は、部門等の長の承認を得て、企画本部企画部長が別に定めるコンソーシアム廃止届出書を理事長に提出するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
(コンソーシアム設置規則の廃止)
- 2 コンソーシアム設置規則（13規則第13号。以下「規則」という。）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 前項の規定により廃止された規則によりなされた申請、承認、作成その他の行為は、この規程中これに相当する規定がある場合には、この規程の相当規定によつしたものとみなす。

附 則（22規程第82号・一部改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第21号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（27規程第121号・一部改正）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（28規程第43号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第26号・一部改正）

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第7号・一部改正）

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令04規程第53号・一部改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。